

## 第5章 計画推進のために

- 全体目標の達成に向けて、都や区市町村、都民、医療機関等、事業者、医療保険者、教育機関等の関係者が一体となってがん対策に取り組めます。

### 1 都民の役割

- がんに関する正しい知識やがん患者に関する理解を持ち、積極的に健康づくりやがん検診受診に努めるとともに、がんが発見された場合には、医療従事者との信頼関係の構築、病態や治療内容の理解に努め、自らの治療について主体的に選択し、臨むことが求められます。
- また、患者団体・患者支援団体は、それぞれの団体の取組を通して患者及び家族の支援に努めるとともに、都のがん対策の推進に向けて、行政、医療機関、関係団体等と協働に努めます。

### 2 医療機関等の役割

#### (1) 検診実施機関

- 質の高い検診を実施できるよう、有効性が評価された検診方法の導入を積極的に進めるとともに、研修への参加等により、適切に撮影や読影、検査等が実施できる医師や技師等の確保に努めます。
- また、検診実施主体である区市町村による精密検査の確実な結果把握などを通じたプロセス指標の改善に向け、精密検査実施医療機関と相互に連携するとともに、結果の報告など区市町村に協力することにより、がん検診の精度向上を目指します。
- 検診受診者に対して、がんのリスクを下げるための生活習慣や生活環境、がん検診に関する正しい知識の普及に努めるとともに、検診の結果、要精密検査になった都民に対して、確実に精密検査を受診するよう促します。

#### (2) 病院・診療所

##### ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- 都内のがん医療の中心的な役割を担い、専門医療を提供するとともに、相談支援や院内がん登録等を実施します。また、東京都がん診療連携協議会の運営や拠点病院等に対する専門研修の実施等により、都内のがん医療の質の向上、拠点病院間の役割分担の整理と明確化及びがん診療の連携協力体制の構築に努めます。

### イ 地域がん診療連携拠点病院

- 地域のがん医療の中心的な役割を担い、専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援や院内がん登録等を実施します。また、地域のがん診療の連携協力体制の整備や医療従事者への研修の実施等に主体的に取り組むことにより、地域のがん医療の質の向上に努めます。

### ウ 地域がん診療病院

- 専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援や院内がん登録等を実施します。また、国拠点病院と連携・協力し、地域のがん診療の連携協力体制の整備や医療従事者への研修の実施等により、地域のがん医療の質の向上に努めます。

### エ 東京都がん診療連携拠点病院

- 専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援や院内がん登録等を実施します。また、国拠点病院と連携・協力し、地域のがん診療の連携協力体制の整備や医療従事者への研修の実施等により、地域のがん医療の質の向上に努めます。

### オ 東京都がん診療連携協力病院

- がんの発症部位ごとに専門的ながん医療を提供するとともに、院内がん登録の実施等に取り組めます。また、国拠点病院及び都拠点病院が実施する研修への協力やがん相談支援センターとの連携など、地域におけるがん医療連携体制の構築に協力します。

### カ 小児がん拠点病院及び東京都小児がん診療病院

- 小児がん患者に対し、専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援体制の充実、移行期医療支援、長期フォローアップ、地域医療機関の医療従事者の育成、AYA世代のがん患者の医療提供体制整備の推進等に、拠点病院等（成人）と連携を図りながら取り組めます。また、東京都小児がん診療連携ネットワークを中心とした小児がん対策の推進に積極的に取り組めます。

### キ 地域の病院・診療所

- 拠点病院等（成人・小児）と連携し、切れ目のないがん医療の提供に努めます。また、国拠点病院や都拠点病院が開催する研修会に積極的に参加する等により、より良い医療・緩和ケアの提供に努めます。
- 都民に対する科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣の普及や検診受診の勧奨等についても取組が期待されます。

### (3) その他医療提供施設・介護施設等

- 切れ目のないがん医療が提供されるよう、拠点病院等（成人・小児）やその他医療機関と連携・協力していきます。特に薬局や訪問看護ステーション等では、がん患

者及び家族が安心して療養生活を送れるよう、積極的な地域連携に取り組みます。

#### (4) 各種関係団体

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体は、行政の取組への協力や専門性を生かした情報提供等を行い、主体的に都のがん対策に取り組みます。
- 患者団体・患者支援団体は、相談支援、患者サロンやピア・サポートの実施、情報交換及び交流等の活動を通し、がん患者等の支援に取り組みます。

### 3 事業者の役割

- 科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣の実践やがん検診の重要性を認識し、従業員の生活習慣の改善及びがん検診の受診促進に努めます。がん罹患した従業員の治療と仕事の両立への配慮等に努めるとともに、都のがん対策に協力するよう努めます。

### 4 医療保険者の役割

- 地域との連携を図りながら、科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣の実践やがん検診の重要性を認識し、医療保険加入者（被保険者・被扶養者）の生活習慣の改善及びがん検診の受診促進に努めます。

### 5 学校等教育機関の役割

- 児童・生徒の健康教育を一層充実させるとともに、教職員の研修等も行い、健康の大切さの理解、望ましい生活習慣の実践とともにがん患者に対する正しい理解を促進します。さらに、保護者や地域の関係機関との連携強化を図り、がん教育の一層の推進に努めます。

### 6 行政の役割

#### (1) 東京都

- 本計画に基づき、国、区市町村、都民、検診実施機関、病院・診療所、その他の医療提供施設・介護施設等、各種関係団体、事業者等と連携を図りつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進していきます。また、がん対策の推進に当たり都民の声を反映するように努めるとともに、目標の達成状況の評価を行うなど、本計画の進行管理を行います。

#### (2) 区市町村

- 住民のがんを予防するため、科学的根拠に基づくがんのリスクを下げる生活習慣及び生活環境について、正しい理解と実践に向けた取組を進めます。
- がん検診の実施主体として、検診指針に基づく質の高いがん検診を実施するとともに、がん検診受診の促進に向けた普及啓発を行い、受診率の向上等に努めます。

また、精密検査の結果の把握に努め、適切に受診勧奨することにより、精密検査の受診率向上を目指します。

- また、がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の構築に向け、都や地域の医療機関等との連携及び協力を進めていきます。